

# 日本自律訓練学会会則 (2009年改正) 抜粋

## 第1章 名称および事務局

第1条 この会は日本自律訓練学会 (Japanese Society of Autogenic Therapy) という。

第2条 本学会の事務局を (〒305-8574) 茨城県つくば市天王台 1-1-1 筑波大学体育科学系内に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条 本学会は医療、保健、福祉、心理、教育、産業、スポーツ等の諸分野における自律訓練法の正しい普及、教育及び研究を促進する。

第4条 前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 年次大会 (以下大会) の開催
- (2) 学術講演会・研究会等の開催
- (3) 機関誌およびその他の印刷物の刊行
- (4) 指導技術講習会ならびに指導資格の認定
- (5) 学会賞を設け、それに相応しい会員を顕彰する
- (6) その他、本学会の目的達成のために必要な事業や活動

## 第3章 会員

第5条 本学会の会員は、正会員、準会員、賛助会員、名誉会員および功労会員をもって組織する。

- (1) 正会員
  - (a) 医学、歯科医学、心理学、教育学、看護学を専攻し、4年制大学以上を卒業した者、またはそれに準ずる資格を有する者で、本学会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得た者。
  - (b) 医学、歯科医学、心理学、教育学、看護学以外を専攻し、4年制大学以上を卒業した者で、医学、歯科医学、心理学、教育学、看護学等に関する日本学術会議に登録された学術団体の正会員であり、かつ評議員の推薦を受けた者で、本学会の趣旨に賛同し、理事会の承認を

得た者。

(c) 準会員歴が2年以上ある者で、自律訓練法基礎講習会を受講し、かつ2度の本学会大会に参加したことがある者、または自律訓練法基礎講習会を受講し、かつ正会員と連名で本学会大会で発表したことがある者で、理事会の承認を得た者。

(2) 準会員  
前項以外の者で、本学会の趣旨に賛同し、かつ正会員の推薦を受けた者で、理事会の承認を得た者。

(3) 賛助会員  
評議員の推薦した個人ないし団体で理事会の承認を得た者。

(4) 名誉会員  
本学会の正会員であって、自律訓練法に関する研究業績、学会の充実発展等に多大な功績のあった者が、満70歳に達した時、評議員の推薦を本人が承諾した場合、理事会の議を経て総会の承認を得た者。

(5) 功労会員  
本学会の正会員であって、自律訓練法に関する研究・実践、学会の充実発展等に顕著な功績のあった者が、満70歳に達した時、評議員の推薦を本人が承諾した場合、理事会の議を経て総会の承認を得た者。

## 第7章 会費

第17条 本学会の会費は理事会で協議し総会において決定される。

- (1) 年額 7,000 円
- (2) 年額 5,000 円
- (3) 賛助会員 年額 1口 10,000 円、1口以上
- (4) 顧問、名誉理事長、名誉会員ならび功労会員には、会費を免除する。

第18条 本学会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。

# 日本自律訓練学会倫理綱領

日本自律訓練学会は、自律訓練法の普及、教育および研究を促進することを目的としている。本学会員は、これらの目的達成のために以下の倫理綱領に従わなければならない。

1. 本学会員は、自律訓練法の研究や実践にあたって、対象者の人権を守り、その福祉に反しないように努めなければならない。
2. 本学会員は、自律訓練法に関する専門活動において得た個人的情報を守秘する義務がある。
3. 本学会員は、自律訓練法を上記目的以外のために利用してはならない。
4. 本学会員は、自律訓練法に関する専門性の向上に常に努めなければならない。
5. 上記 1. 2. 3. の倫理綱領に違反した会員については、会則第 8 条（2）が適用される。

付記 本綱領は平成 6 年 11 月 6 日より発効する。

研究発表（投稿・学会発表・症例提示）に関する倫理基準

- 対象者の氏名はイニシャルであっても使用せず、症例 1 などの抽象名にする。
- 治療機関名を明示しない。
- 年月日に関して、契機となった病態での当該施設初診年あるいは初回入院年を X 年とする。
- 年齢は X 年を基準とする。
- 職業は対象者の理解に必要な程度で、できる限り抽象化する。  
例) 症例 1 35 歳, 男性, 会社員. X-3 年, 職場で配置転換があり上司から叱責されることが増えた. X-2 年全身倦怠感で近医 A 内科受診. X 年, 症状改善なく当院受診. 心身の過緊張が認められたため自律訓練法を適用した. (中略) 2 年後の現在でも良好な状態が続いている。
- 同意書の取得を必須とする（ただし集団での解析に関しては必ずしも同意書の取得を義務付けない）。同意書には、(1) 専門的活動において得た個人情報の保護, (2) 研究発表の目的で用いること, (3) それ以外の目的で用いる際には対象者の了承を得ること, (4) 同意した内容をいつでも撤回できる旨の記述が含まれており, 対象者の権利を侵害しない内容とする。